



5 日常生活用具給付事業

日常生活用具とは、在宅の身体障がい者（児）の生活を容易にするための自立生活支援用具や情報・意思疎通支援用具等です。１８歳未満の児童と１８歳以上の方とでは給付される種類が多少異なります（介護保険認定者の方は、介護保険で貸与される用具について、この制度から給付を受けることはできません）。

用具及び対象者については、１２ページをご覧ください。

利用者負担額

原則、日常生活用具の購入価格（価格上限額内）の１割。

※月額負担上限額は世帯の所得に応じ、下記のとおり設定しています。

<月額負担上限額>

所得区分		月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

<世帯について>

- 1 対象者が障がい者（１８歳以上）…障がいのある方とその配偶者
- 2 対象者が障がい児（１８歳未満）…住民基本台帳上の全世帯員

手続きに必要なもの

- ① 障害者地域生活支援事業利用（支給）申請書
(用紙は役場福祉課保健福祉室にあります)
- ② 日常生活用具取扱業者の見積書
- ③ 同意書（用紙は役場福祉課保健福祉室にあります）
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 印鑑

手続き・問い合わせ先

役場福祉課保健福祉室福祉担当 ０１５６－２５－２２１６（直通）